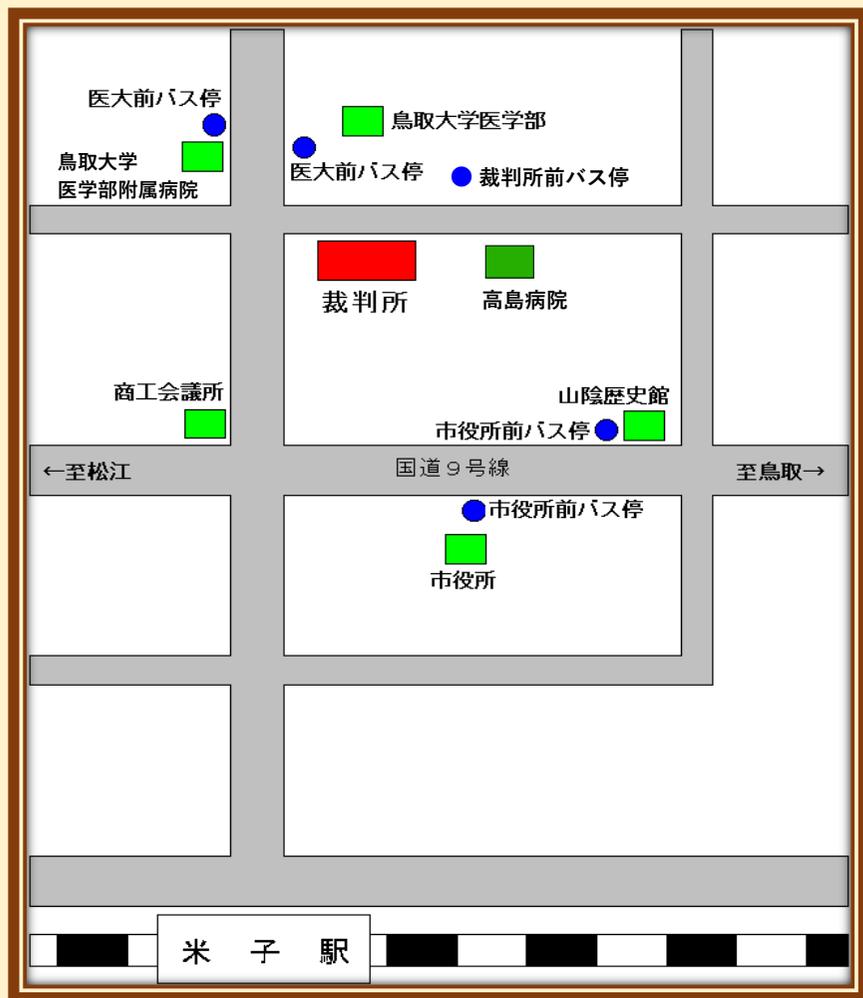


《米子の裁判所について》

所在：米子市西町62（〒683-0826）

電話：0859-22-2205（代表）



さいばんしょで
なにができるの？



【アクセス】

- JR米子駅から徒歩約15分
- バス停「市役所前」（日ノ丸自動車）から徒歩約4分
- バス停「医大前」（日ノ丸自動車）から徒歩約4分
- バス停「裁判所前」（だんだんバス）から徒歩約1分

鳥取・倉吉・米子簡易裁判所

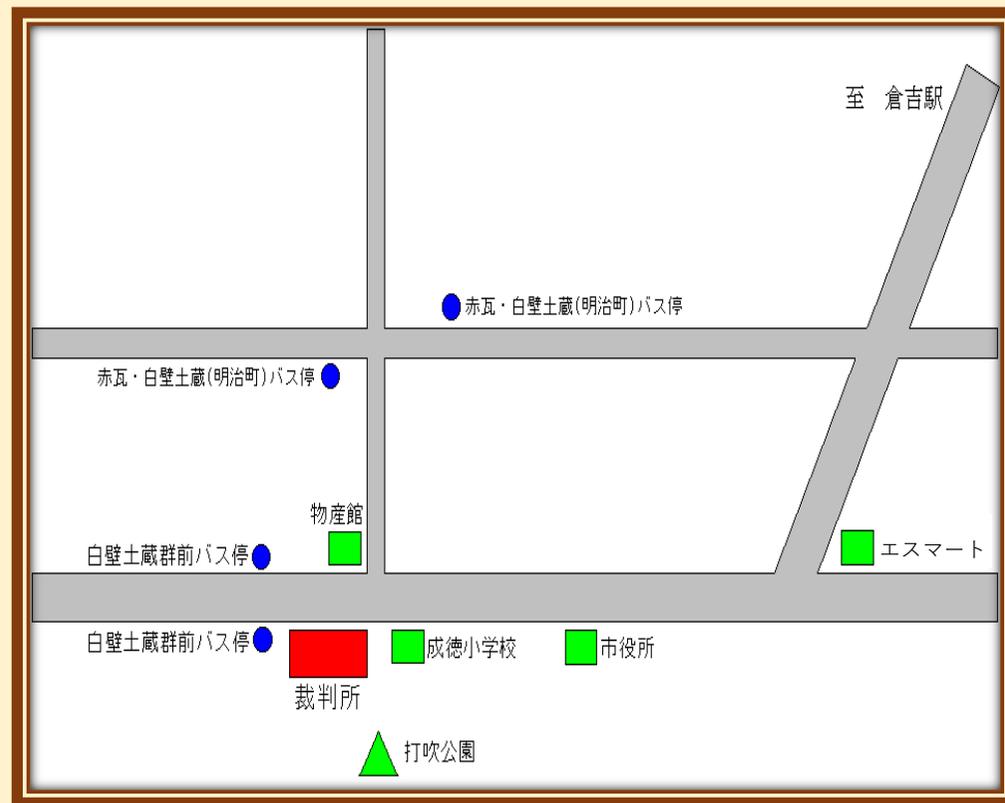
鳥取地方裁判所

鳥取家庭裁判所

《倉吉の裁判所について》

所在：倉吉市仲ノ町734（〒682-0824）

電話：0858-22-2911（代表）



【アクセス】

- ・JR倉吉駅からはバスが便利です
- ・バス停「白壁土蔵群前」（日本交通）から徒歩すぐ
- ・バス停「赤瓦・白壁土蔵」（日本交通、日ノ丸自動車）から徒歩約6分

賃金・残業代を
払ってもらえない

騒音・悪臭など
の近隣トラブル

例えば、こんな問題を
抱えていませんか？

家族間のトラブル

裁判で決まった
お金を払って
もらえない



いじめ・ハラスメント
をやめてほしい

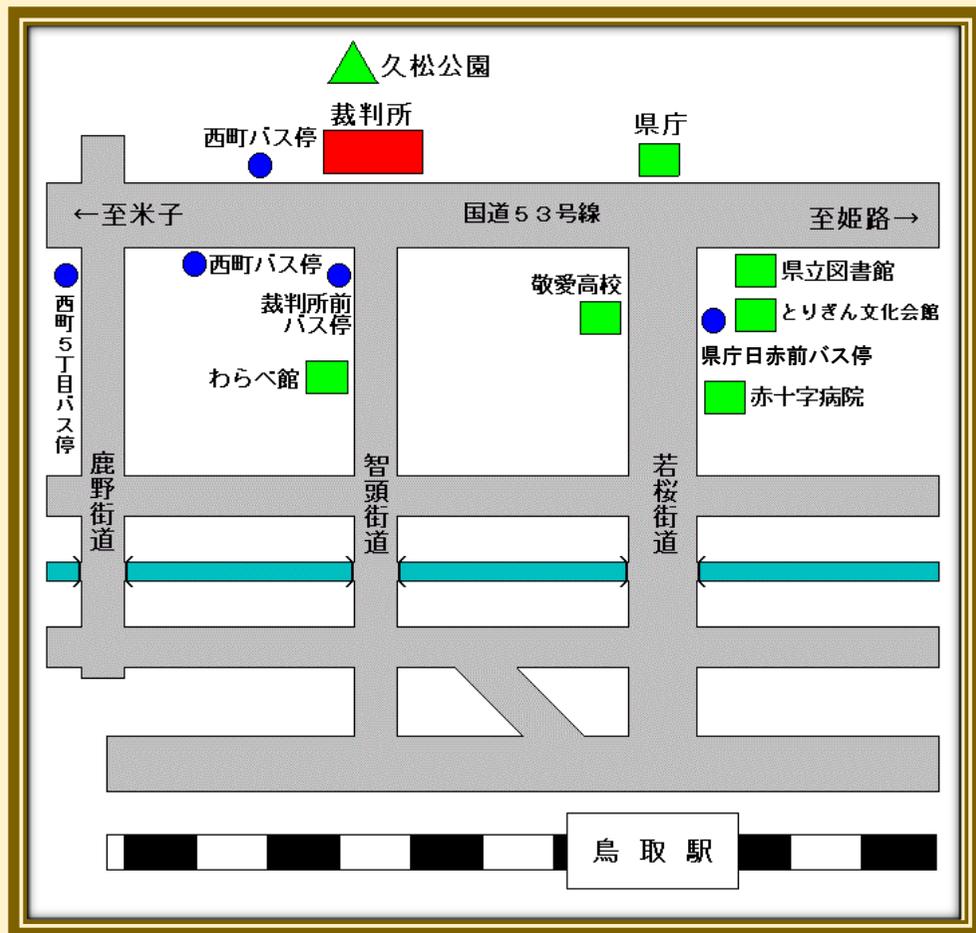
事故・事件による治療
費などを払ってほしい

貸した物を
返してほしい

《鳥取の裁判所について》

所在：鳥取市東町2丁目223（〒680-0011）

電話：0857-22-2171（代表）



【アクセス】

- ・JR鳥取駅北口から徒歩約28分
- ・バス停「裁判所前」（くる梨・緑コース）から徒歩約2分
- ・バス停「西町」（日本交通、日ノ丸自動車）から徒歩約3分

裁判所ナビゲーター

さいたん



つぎのページの質問にお答えいただければ、あなたの問題に応じて、裁判所の窓口をご案内します！

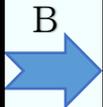
スタート
START 

この問題、裁判所で扱ってくれるの？ 裁判所のどの窓口に行けばいいの？

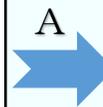
STARTから始めて
みてください。



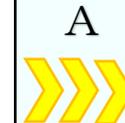
Q 既に裁判所で調停、審判、訴訟を行い、あなたの請求が認められたのに、相手が従ってくれない状況ですか？
A はい
B いいえ（この問題で裁判所を利用したことはない）



Q 解決したいトラブルの内容は、次のうちどちらに該当しますか？
A 自身や会社の借金整理（債務整理）
B それ以外のトラブル



Q 弁護士に依頼せず、借金の問題を整理したいとお考えですか？
A はい
B いいえ → まずは弁護士に相談してください



裁判所の民事受付の窓口にお越しください。
“特定調停”という手続があります！
●特定調停は、民事調停の特例的な方法の一つですが、現在の返済を続けていくことが難しい方が、経済的な再生を目指して、貸主（債権者）と返済方法などについて話し合う手続です。

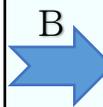


裁判所の民事執行系の窓口にお越しください。
財産の差押えなど、裁判で決まった内容を実現するための手続の利用が可能です。

なお、家庭裁判所の履行勧告の手続を利用できる場合があります。ご利用をお考えの方は家庭裁判所にご連絡ください。



Q 夫婦間や親族間のこと（離婚、相続など）、戸籍、成年後見などのことで利用をお考えですか？
A はい
B いいえ



Q 第三者に間に入ってもらい、できるだけ話し合いで解決したいとお考えですか？
A はい
B いいえ



裁判所の民事受付の窓口にお越しください。
“民事調停”という手続があります！
●民事調停は、裁判所の調停委員（第三者）に間に入ってもらい、紛争解決に向けて話し合う手続です。
民事調停には、次のメリットがあります。
① 話し合うことで柔軟な解決が可能
② 非公開！【公開で行う訴訟とは違う】
③ 安い！【手数料は訴訟の約半分】
④ 自分でも申立書を作り易い！



裁判所の家庭裁判所の窓口にお越しください。
家庭裁判所では、裁判所の調停委員（第三者）に間に入ってもらい、話し合って解決を図る、家事調停手続もご利用いただけます。



裁判所の民事受付の窓口にお越しください。
・民事訴訟、民事保全（地裁・簡裁）
・少額訴訟（簡裁）
・支払督促（簡裁）
・労働審判（地裁）
などの紛争解決手続があります。



※お話を聴きした上で、他の窓口にご案内することがあります。ご了承ください。

